

報道関係者各位

令和4年8月1日
女川町

女川町燃料価格高騰対策運送事業者支援金交付事業

女川町では、新型コロナウイルス感染症の拡大等による燃料価格の高騰の影響を受けている運送事業を営む事業者に対し、事業継続を支援するため支援金を交付いたします。

記

- 対象事業者 町内に本社、支店、営業所等をおく中小企業者（法人・個人事業主）のうち、次に掲げるいずれかの事業を営む事業者が対象となります。
また、申請時点において、運送事業等に必要な許可又は認定を受け、町内で当該運送事業等を継続し、今後も継続が確実であると認められる方が対象となります。

区 分	対象車両又は船舶
トラック運送事業（貨物自動車運送事業）	事業用許可車両 （緑（黒）ナンバーのみ）
貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	
タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）	
自動車運転代行業	登録車両のみ
海上運送事業（旅客定期航路事業・不定期航路事業）	許可船舶のみ

■支援金の額 1事業者当たりの支援金の額

区 分	台／隻数	支給額
トラック運送事業（貨物自動車運送事業）	1台	10万円
貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）		
タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）		
自動車運転代行業	1隻	15万円
海上運送事業（旅客定期航路事業・不定期航路事業）		

■申請期間 令和4年8月10日(水)から令和4年9月30日(金)まで

■受付会場 女川町役場庁舎 2階 産業振興課

■その他詳細 別添チラシ及び町HP参照。

担 当：産業振興課商工労働係
電 話：0225-54-3131（内線681）
F A X：0225-53-5483
メー ル：syoko2@town.onagawa.lg.jp



女川町燃料価格高騰対策運送事業者支援金交付事業

新型コロナウイルス感染症の拡大等による燃料価格の高騰の影響を受けている運送事業を営む事業者に対し、事業継続を支援するため、支援金を交付いたします。

◆対象となる事業者等

町内に本社、支店、営業所等をおく中小事業者(法人・個人事業主)のうち、次に掲げるいずれかの事業を営む事業者が対象となります。

また、申請時点において、運送事業等に必要な許可又は認定を受け、町内で当該運送事業等を継続し、今後も継続が確実であると認められる方が対象となります。

区分	対象車両又は船舶
トラック運送事業（貨物自動車運送事業）	事業用許可車両（緑（黒）ナンバーのみ）
貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	
タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）	
自動車運転代行業	登録車両のみ
海上運送事業（旅客定期航路事業・不定期航路事業）	許可船舶のみ

◆支援金の額

区分	台/隻数	支給額
トラック運送事業（貨物自動車運送事業）	1台	10万円
貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）		
タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）		
自動車運転代行業		
海上運送事業（旅客定期航路事業・不定期航路事業）	1隻	15万円

申請方法等は裏面に記載

◆申請に必要な書類

※申請前に以下の提出書類が揃っているか必ず確認してください。

No.	提出書類
1	交付申請書（様式第1号）
2	交付対象車両等一覧（様式第2号）
3	誓約書（様式第3号）
4	対象となる事業の許可書、認定書等の写し
5	対象となる車両又は船舶全ての写真
6	対象となる車両全ての車検証の写し又は船舶全ての船舶検査証書の写し
7	振込先の通帳の写し（法人名義、個人事業主名義）
8	申請者本人確認書類の写し
9	法人の場合：登記事項証明書（商業登記簿謄本）写しでも可 ※本社が町外で支店、営業所の記載がない場合は法人町民税の確定申告書（第二十号様式（控用））の写し
10	個人事業主の場合：令和3年の確定申告書別表1の写し

- ※1 車両の写真は、ナンバープレートが写っているもの。
- ※2 自動車運転代行業の場合はナンバープレートのほかに車体に掲示する認定番号が写っているもの。
- ※3 船舶の写真は、船舶検査済票が写っているもの。

◆申請方法

郵送又は持参（持参の場合は開庁日の9：00～17：00）

※申請書用紙は町ホームページからのダウンロードの他、役場産業振興課に備え付けております。

◆申請期間

令和4年8月10日⑶から令和4年9月30日⑤まで

◆問合せ・申請先

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1

女川町産業振興課商工労働係

T E L : 0225-54-3131 内線681・682

